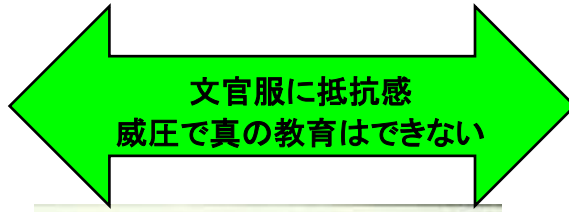


14 任官を拒否



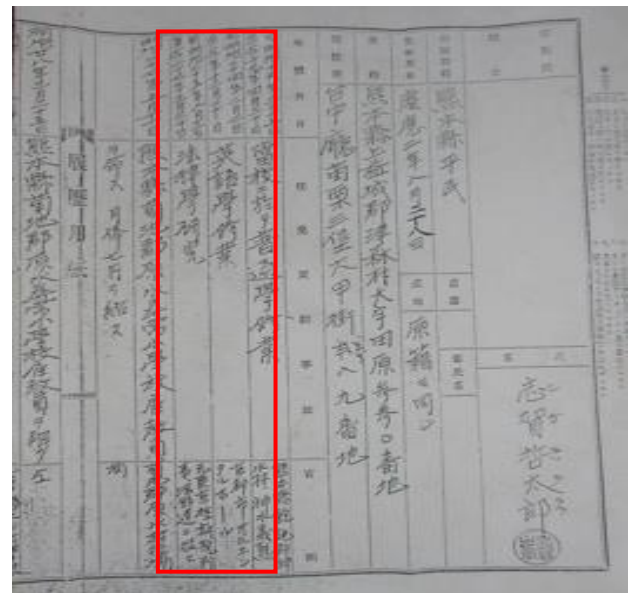
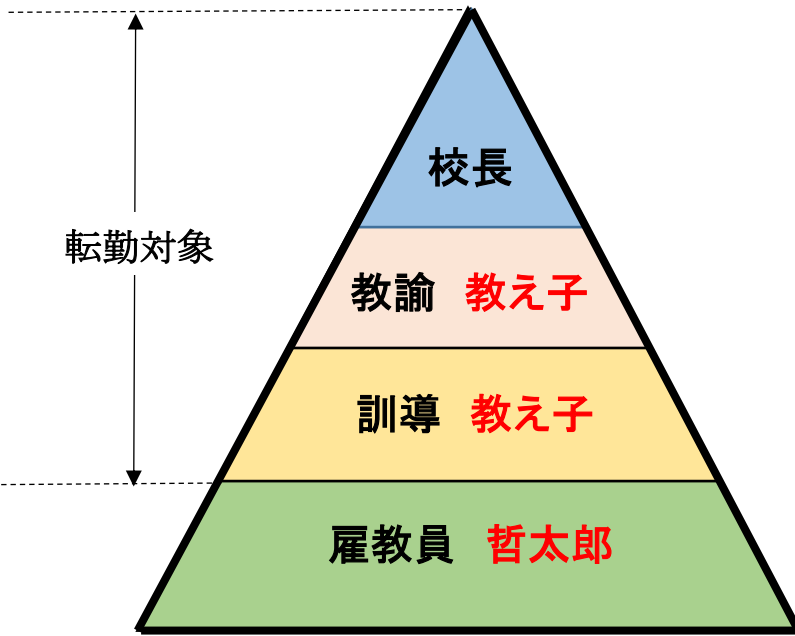
岡村校長



臺灣公學校官制 (明治三十一年七月抄)
 一 臺灣公學校ニ左ノ職員ヲ置ク
 校長
 教諭
 訓導
 一 校長ハ各校一人判任トス辨務署長又ハ支署長ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
 一 校長ハ教諭ヲシテ之ヲ統御シム
 一 教諭ハ判任トス生徒ノ教授ヲ擔任シ校長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
 一 訓導ハ判任官ノ待遇トス教諭ノ職務ヲ助ク



哲太郎



履歴に明治法律学校の記載なし (大甲区公所提供)

哲太郎は26年間、雇教員として終始しました。そして、「台湾官吏は文官服に剣を吊っているが、それでは教育は行えない。教育は威圧ではなく、子どもの知能を啓発し育てるもので、役人根性を以てこれを律することは教育の道に反する」との信念で、和服で通しました。普通なら数年で雇教員から判任官となり、文官服を着て剣を吊ります。哲太郎も、何度も正教員への勧誘を受けましたが、固辞しました。任官すると、いつか転勤しなくてはなりません。愛する大甲を離れることは絶対に拒否しました。教え子が師範学校を卒業して帰って来ると正教員となり、席次は哲太郎の上になります。しかし哲太郎は平気で、「おれは御のつく雇で、台湾の御雇(おやとい)だ」と言って誇りとしていました。また、哲太郎の履歴書(明治43年作成)は神水義塾普通学修業、京都市オリエンタルホール英語学修業、深野達に従い法律学研究となっており、明治法律学校での法律学専攻は記載されていません。高学歴を書けば必ず任官させられることから、そのようにしたようです。哲太郎は、半生の全てを大甲子弟の教育に捧げ、この地で終わる覚悟を決めていたのです。